主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人溝越清一郎の上告趣意は、控訴趣意と同一であるからこれを引用するというに帰し、上告趣意書自体にその趣意内容が示されていないから、不適法である(最高裁昭和二五年(あ)第一二二〇号同年一〇月一二日第一小法廷決定・刑集四巻一〇号二〇八四頁参照)。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項二号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

## 昭和五五年七月二三日

## 最高裁判所第二小法廷

重	本	塚	裁判長裁判官
_	本	栗	裁判官
忠	下	木	裁判官
宜	野	鹽	裁判官
梧	崎	宮	裁判官